

岩手県告示第275号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成31年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年2月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 館沢電気株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市津志田南三丁目8番22号
 - ウ 代表者の氏名 川村茂光
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第3748号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月13日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年2月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大生アルミ有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町藤根1地割51番地358
 - ウ 代表者の氏名 小原武男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第9360号
 - (3) 処分の内容 建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年2月25日付けで建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年3月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社日本ハウスプランニング
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市大通り二丁目2番22号木村ビル1F
 - ウ 代表者の氏名 菊池善幸
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第9551号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月11日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成31年3月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 齋藤技建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市諏訪292番地6
 - ウ 代表者の氏名 齋藤正志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第10142号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成31年3月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成31年3月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 橋本建創

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字朝日田66番地16

ウ 代表者の氏名 橋本敏見

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第20106号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年3月8日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成31年3月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社宮崎商店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市城西町9番22号

ウ 代表者の氏名 宮崎良子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第20738号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年3月7日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成31年3月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 次世代テック株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮一丁目16番12号エコビル102

ウ 代表者の氏名 菅原史子

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第20742号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成31年3月8日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。